

# 茨城縣報

號外

## 告示

### 茨城縣告示第四四八號

現在の茨城縣地方労働委員會の委員の任期は、昭和二十五年十月二十三日満了となるので、次期委員の候補者を左記により推薦せられ、労働組合法施行令第二十一条により請求する。

昭和二十五年八月二十二日

茨城縣知事 友 末 洋 治

## 記

### 一、推薦ができるものの資格

1 使用者を代表する委員の候補者を推薦できるものは、茨城縣の区域内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とするか又は業務の重要な部分として労働問題を取扱う使用者団体（個人的な会合団体は含まれない）。

2 労働者を代表する委員の候補者を推薦できるものは、茨城縣の区域内のみに組織を有する労働組合法による労働組合、但し、連合体である労働組合とその加盟労働組合とが共に茨城縣の区域内のみに組織を有するときは、兩者別々に夫々推薦することができる（單なる連絡又は協議体は含まれない）。

### 二、労働組合の立証手続

この推薦手続に参与する労働組合は、茨城縣地方労働委員會に労働組合法第五条第一項により法の規定に適合する旨を立証しなければならぬが、左記資料を推薦書に添付、所轄労政事務所に提出すれば立証の認定のため、これを茨城縣地方労働委員會に送付する。

(一) 既に労働委員會の資格審査を受け資格ありと判定された組合においては、その証拠書類（決定書又は証明書（の写））

(二) (一)に該当する組合であつて、その後組合の資格要件について事情の変更があつた場合においては、それに関する書類及び前号の書類

(三) (一)及び(二)に該当しない組合においては、次の書類

1、規約（選舉規則議事規則等を含む）

2、役員名簿（所屬職場の役職附記）

3、労働協約（組合専従者取扱規程その他の申し合せ事項を含む）

4、当該事業場の職制一覽表  
但し、連合体においては、これを組織する組合又は連合体の、單一組合においては、その支部の規約、規則も提出されたい。

三、推薦する委員候補者の数  
推薦する人数に制限はない。

### 四、推薦される者の資格

委員候補者に推薦される者には別段の制限はないが、禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁この刑に処せられてその執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員とな

### 様式第一

昭和二十五年 月 日

（使用者団体）

住所  
名称

茨城縣知事 友 末 洋 治 宛

茨城縣地方労働委員會使用者委員候補者推薦書

労働組合法施行令第二十一条の規定により、茨城縣地方労働委員會の使用者を代表する委員の候補者として左の者を推薦する。

| 氏 名 | 生年月日 | 所屬会社、事業場、住所、名称及び地位 | 略 歴 | 備 考 |
|-----|------|--------------------|-----|-----|
|     |      |                    |     |     |
|     |      |                    |     |     |
|     |      |                    |     |     |
|     |      |                    |     |     |

註 略歴については、なるべく別紙を用い記載されたい。

### 様式第二

昭和二十五年 月 日

（労働組合）

住所  
名称

茨城縣知事 友 末 洋 治 宛

茨城縣地方労働委員會労働者委員候補者推薦書

茨城縣水戸市北三ノ九一一九番地  
發行人 茨 城 縣  
發行所 茨 城 縣 印 刷 所

茨城縣水戸市南三ノ九一〇七ノ二  
印刷所 茨 城 縣 印 刷 所

